

権限移譲・規制緩和等

《さらなる改革の取組》

(平成14・15年度における取組)

市町村に対する権限移譲

(1) 大阪市に対する権限移譲(新しい大都市自治システム研究会における協議項目)

《行財政計画(案)改革工程表における取組内容》

住民の立場にたって、新しいタイプの「大阪都」構想や府市連合など、これからの大都市の自治システムについて研究。

《前倒し・早期具体化等の内容》

平成13年11月に大阪市と設置した「新しい大都市自治システム研究会」において、大阪都市圏の抱える諸問題にかかる行政上の課題及び府市の機能分担等の実態や類似事業の状況、また府民・市民の視点からみた問題点等について整理を行い、権限移譲を含む今後の施策のあり方等について協議・研究を進めている。

権限移譲を行ったもの

- ・大阪市内で府が管理権限を有している河川のうち、住吉川、道頓堀川、東横堀川、今川、駒川、鳴戸川の6河川について、管理権限を大阪市内に移譲した。(平成15年4月)

権限移譲等について協議を進めている例)

- ・市街地再開発事業における組合の設立及び個人施行の認可等
- ・大阪市内の法定道路内の里道・水路及び準用河川にかかる境界確定
- ・大阪市内の医療法人に係る許認可
- ・大阪市内の町又は字の区域の変更などの告示

(2) 市町村に対する権限移譲（大阪版地方分権推進制度の活用）

《行財政計画(案)改革工程表における取組内容》

大阪版地方分権推進制度を活用し、市町村への権限移譲を推進。

《前倒し・早期具体化等の内容》

市町村の自主的な判断と選択に基づき事務移譲を行う大阪版地方分権推進制度に基づき、権限移譲を進めている。

14・15年度の主な移譲事務

- ・ 貼り紙、立看板等の簡易広告物の除却（8団体）
- ・ のぼり旗及び簡易広告板の簡易除却（31団体）
- ・ 景観条例に基づく特定行為の届出・完了届の受理（5団体）
- ・ 商工会議所による特定商工業者に対する負担金賦課の許可（2団体）
- ・ 府立自然公園特別地域内の行為許可申請の受理（4団体）
- ・ 建築確認（2団体）

構造改革特区のインパクトを活かしたまちづくり【企画調整部】

《さらなる改革の具体的内容》

平成15年4月に4つの特区（「国際交流特区」、「バイオメディカル・クラスター創成特区」、「けいはんな学研都市知的特区」、「ハイテク産業創造特区」）が認定され、さらに、6月には、特区第3次提案及び全国規制緩和の提案を府から行った。

今後、構造改革特区による規制緩和と、国や府等との施策の相乗効果により、地域のポテンシャルを活かしたまちづくりを実施する。

私立幼稚園定員について府独自の規制を廃止【生活文化部】

《さらなる改革の具体的内容》

昭和59年に、園児の就園保障や過当競争による教育条件の低下を防止することを目的に、府独自に設定した私立幼稚園の定員に係る規制（審査基準）について、この間の社会経済情勢の変化を踏まえ、府民が希望する園に、より就園しやすくなるようにとの観点から、この規制を廃止（改正審査基準を平成15年度から施行）した。

国有財産（里道・水路）管理業務の市町村への移管【土木部】

《さらなる改革の具体的内容》

公里道・水路などの法定外公共物については、これまで国有財産として位置付けられ、その財産管理は国から都道府県に委任されていたが、「地方分権一括法」による「国有財産特別措置法」の改正により、現に公共の用に供している国有財産について市町村が国から譲与を受け、管理することが可能となった。これより、市町村の申請に基づいて譲与された里道・水路等の法定外公共物に関する財産管理業務を府から市町村へ移管する。

なお、譲与期間は平成 12 年度から 16 年度とされ、市町村の申請に基づき、国から譲与される。

平成 14 年度までの譲与実績

豊中市、高槻市、摂津市、島本町、守口市、枚方市、寝屋川市、交野市、東大阪市、堺市、岬町の 9 市 2 町（市町域の一部）

平成 15 年度譲与予定

吹田市、高槻市、摂津市、島本町、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、交野市、東大阪市の 9 市 1 町（市町域の一部）及び和泉市、高石市